

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程

高知県商工労働部経営支援課

目 次

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程	1
1 事前協議に関する事務	1
2 法第5条第1項の届出に関する事務	1
3 法第6条第1項の届出に関する事務	2
4 法第6条第2項の届出に関する事務	3
5 法第6条第5項の届出に関する事務	3
6 法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に関する事務	4
7 法第6条第4項ただし書きに関する事務	4
8 法第7条に関する事務	5
9 法施行規則第11条第2項に関する事務	6
10 法第8条第3項に関する事務	6
11 法第8条第4項及び第6項に関する事務	7
12 法第8条第7項及び第8項に関する事務	8
13 法第9条第1項及び第3項に関する事務	9
14 法第9条第4項及び第5項に関する事務	10
15 法第9条第7項に関する事務	11
16 法第11条第3項の届出に関する事務	12
17 法第14条第1項及び第2項に関する事務	12
18 その他	12
様 式	13
出店(変更)計画概要書	68
大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ	92

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）の施行に伴う事務については、下記により処理することとする。

記

1 事前協議に関する事務

(1) 立地地域区分の変更等

法第5条第1項、法第6条第2項、又は法附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出予定者から、法第4条第1項の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載する「必要駐車台数算出の際の立地地域区分の変更（二1. (1)①）」又は「騒音の予測・評価の際の地域類型、区域類型、基準値の推定（二2. (1)②）」に関し事前協議があった場合は、高知県大規模小売店舗立地連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の構成員たる都市計画課又は環境対策課と協議する旨指導する。また、「駐車場の必要台数の確保」、「騒音の予測・評価」、「廃棄物の施設容量の確保」等、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関し事前協議があった場合についても、連絡調整会議の構成員たる関係各課と協議するよう求めるものとする。

(2) 届出時期

法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出予定者から、届出時期に関し事前協議があった場合は、別紙1「出店（変更）計画概要書」の任意提出を求め、他法令等との調整状況等を確認した上で、届出予定者に対し、届出受理後の計画変更が行われることのないよう、他法令等との調整状況及び調整期間を十分に勘案して届出時期を決定するよう求めるものとする。

2 法第5条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が新設（予定）日の8月前までに提出されているかを確認する。

イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店（変更）計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、紙媒体で10部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知等

ア 届出の受理後、速やかに、様式第1により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第5条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び当該届

出に係る大規模小売店舗の所在地に属する市町村(以下「関係市町村」という。)役場の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。また、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地に属する商工会議所又は商工会(以下「商工団体」という。)に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第4により通知する。

3 法第6条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 法第5条第1項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、変更後2週間以内に、大規模小売店舗立地法施行規則(以下「法施行規則」という。)第6条に規定する変更届出書により変更事項を届けさせるよう指導する。

イ 届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、紙媒体で4部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知

ア 届出の受理後、速やかに、様式第5により県公報掲載の手続きを行う。

イ 法第6条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応

するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行う。また、商工団体に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第4により通知する。

オ この届出については、法第8条第4項以降の手続きは行われないので留意すること。

4 法第6条第2項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が変更(予定)日の8月前まで(法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は除く。)に提出されているかを確認する。

イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店(変更)計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、紙媒体で4部(届出内容により追加あり)とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知等

ア 届出の受理後、速やかに、様式第6により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第6条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、届出内容により、連絡調整会議の該当構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。また、商工団体に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第4により通知する。

5 法第6条第5項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 届出があった場合、当該店舗面積が1,000㎡以下となっていることを届出者に

確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

イ 提出部数は、紙媒体で4部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知等

ア 届出の受理後、速やかに、様式第7により県公報登載の手続きを行う。

イ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第8により通知を行う。

6 法附則第5条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が変更(予定)日の8月前まで(法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は除く。)に提出されているかを確認する。

イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店(変更)計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、紙媒体で4部(届出内容により追加あり)とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知等

ア 届出の受理後、速やかに、様式第9により県公報登載の手続きを行う。

イ 縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、届出内容により連絡調整会議の該当構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。また、商工団体に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第4により通知する。

7 法第6条第4項ただし書きに関する事務

(1) ただし書き適用の申出等

ア 法第6条第4項ただし書きの適用を希望する法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出の際に様式第10を添付するものとする。

イ 届出部数は、紙媒体で4部（届出内容により追加あり）とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 申出の通知等

様式第10が提出された場合は、記4(2)エの通知又は記6(2)エの通知の際に様式第10の写し1部を添付する。

(3) 審査

連絡調整会議の構成員と経営支援課において、届出日から1月以内に法施行規則第8条に規定する生活環境に与える影響について審査する。

(4) 審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第11により通知するとともに、その通知の写しを1部添付して様式第12により関係市町村に通知する。

8 法第7条に関する事務

(1) 説明会の開催回数

ア 法第7条第1項の規定に基づく説明会の開催回数については、原則1回とするが、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して、多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、会場の都合や来場者の状況、説明期間等を考慮し、関係市町村と協議の上、3回を上限に開催回数を決定する。

(2) 説明会の対象者、日時及び場所

説明会開催者から説明会の対象者、日時及び場所について意見を求められた場合は、関係市町村と協議の上、適切に説明会が実施されるよう指導する。

(3) 説明会開催の公告

法施行規則第12条第1項第1号に基づく県の公報又は広報紙への掲載については、迅速で柔軟な対応が困難であることから、これを行わないこととする。このため、説明開催の公告の方法は、法施行規則第12条第1項第2号又は第3号により行うこととする。周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町村であるが、生活環境上の影響が近隣の市町村にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町村も含むよう求めるものとする。

(4) 説明会開催が困難な場合の手続き

ア 法施行規則第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事由により説明会開催が困難となった説明会開催者は、様式第16を1部提出するものとする。

イ 法第7条第4項の規定による周知は、法施行規則第13条第2項第1号から第3号に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。なお、周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町村であるが、生活環境上の影響が近隣の市町村にも

著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町村も含むよう求めるものとする。

(5) 説明会の終了報告

ア 説明会開催者は、説明会の実施後、遅滞なく、様式第17により報告するものとする。

イ 県は、アの報告に基づき、適当と認めた場合には、説明会の終了の確認を行うものとする。

9 法施行規則第11条第2項に関する事務

(1) 法施行規則第11条第2項適用の申出等

ア 法施行規則第11条第2項の適用を希望する法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出の際に様式第13を添付するものとする。

イ 届出部数は、紙媒体で4部（届出内容により追加あり）とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 申出の通知等

様式第13が提出された場合は、記4(2)エの通知又は記6(2)エの通知の際に様式第13の写し1部を添付する。

(3) 審査

連絡調整会議の構成員と経営支援課において、届出日から1月以内に法施行規則第11条第2項の適用について審査する。

(4) 審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第14により通知するとともに、その通知の写しを1部添付して様式第15により関係市町村に通知する。

10 法第8条第3項に関する事務

ア 法第8条第1項及び第2項の規定に基づく意見の提出があったときは、意見の申出期限等を確認の上、速やかに、当該意見の概要を様式第18により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第8条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から1月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元の高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写し

で対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 法第8条第1項及び第2項の規定に基づく意見の提出があったときは、速やかに、関係市町村に対し、意見書の写し2部を添えて様式第19により通知並びに縦覧手続きの依頼を行う。

オ 法第8条第1項の規定に基づく市町村の意見については、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成するよう指導すること。

11 法第8条第4項及び第6項に関する事務

(1) 連絡調整会議の開催

ア 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の届出に係る審査については、法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告の日から6月以内に連絡調整会議を開催する。ただし、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出において、周辺環境に及ぼす影響が少ないと判断される場合には、この限りではない。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(2) 高知県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）への諮問

法第5条第1項及び法第6条第2項並びに法附則第5条第1項の届出に対し、法第8条第4項に規定する県知事の意見を述べようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出にあつて、周辺環境に及ぼす影響が少ないと判断される場合には、この限りではない。

(3) 審議会の開催

ア 審議会議長の承認を得て審議会議長名をもって審議会を招集する。

イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審議会の議決後、直ちに審議会議長名をもって様式第20により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(4) 県知事の意見

ア 審議会の答申を受け、県知事が法第8条第4項に基づき意見を述べようとするときは、答申の内容を十分に尊重して行うこととする。

イ 県知事が届出者に対し、意見を有する場合は様式第21により通知し、意見を有しない場合は様式第22により通知する。

ウ 意見を有しない場合において、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地から、店舗運営に当たって留意すべき事項があるときは、県は届出者に対し、その事項を付記することとする。

(5) 公告及び通知

ア 法第8条第4項の規定に基づく県知事の意見を述べた場合は、速やかに、様式第23により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第8条第6項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町

村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から1月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 法第8条第4項の規定に基づく意見を述べた場合は、関係市町村に対し、様式第21の写し2部を添えて、様式第24により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第21の写し1部を添えて様式第25により通知する。

オ 法第8条第4項の規定に基づく意見を有しない旨の通知をした場合は、関係市町村に対し、様式第22の写し1部を添えて、様式第26により通知を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第22の写し1部を添えて様式第25により通知する。

12 法第8条第7項及び第8項に関する事務

(1) 法第8条第7項の届出又は通知

ア 法第8条第4項の規定に基づく県知事の意見を有する旨の通知を受けた届出者は、その意見を踏まえ、当該届出を変更する場合は、法施行規則第16条の規定に基づき変更する旨の届出をし、当該届出を変更しない場合は、様式第27を提出するものとする。

イ 届出日又は通知日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、変更届出については、紙媒体で10部、変更しない旨の通知については、8部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知

ア 変更届出の受理後、速やかに、様式第28により県公報登載の手続きを行う。

イ 変更届出が提出された場合で、その変更内容が生活環境保持のために十分な内容であるときは、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第29により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第30により通知する。

ウ 変更届出が提出された場合で、その変更内容が県の意見を適正に反映しておらず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるおそれがあるときは、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第31により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第30により通知する。

- エ 変更届出が提出された場合の法第8条第8項の規定に基づく縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。
- オ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。
- カ 変更しない旨の通知が提出された場合（添付書類及び指針による配慮事項（届出事項以外の事項）の変更もしない場合）は、関係市町村に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第32により通知及び意見提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第30により通知する。
- キ 変更の内容が添付書類のみの事項の変更又は指針による配慮事項（届出事項以外の事項）のみの変更であるときは、届出者は、変更前及び変更後の当該添付書類等を添付して、様式第33により県に変更を通知するものとする。この場合の提出部数は、紙媒体で10部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。
- ク 記12(2)キの通知があったときは、関係市町村に対し、様式第33の写し2部を添えて様式第34により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第33の写し1部を添えて様式第35により通知する。
- ケ 記12(1)アの変更しない旨の通知が提出された場合で、記12(2)キの添付書類等のみの事項の変更の通知が提出され、その添付書類等のみの変更の内容が生活環境保持のために十分な内容であるときは、関係市町村に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第36により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第30により通知する。
- コ 記12(1)アの変更しない旨の通知が提出された場合で、記12(2)キの添付書類等のみの事項の変更の通知が提出され、その添付書類等のみの変更の内容が、県の意見を適正に反映しておらず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるおそれがあるときは、関係市町村に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第32により通知及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第27の写し1部を添えて様式第30により通知する。

13 法第9条第1項及び第3項に関する事務

(1) 連絡調整会議の開催

ア 法第8条第7項の届出又は通知があった場合は、速やかに、連絡調整会議を開催する。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(2) 審議会への諮問

法第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 審議会の開催

ア 連絡調整会議の審査後、直ちに審議会議長の承認を得て審議会議長名をもって審議会を招集する。

イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審議会の議決後、直ちに審議会議長名をもって様式第37により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(4) 県知事の勧告

法第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を十分尊重して行うこととし、審議会答申後、勧告する場合は、直ちに、届出者に対し、様式第38により行うこと。なお、勧告書には、届出者がとるべき必要な具体的措置を選択肢として提示すること。

(5) 公告及び通知

ア 法第9条第1項の規定に基づく勧告をした場合は、速やかに、様式第39により県公報掲載の手続きを行う。

イ 法第9条第1項に基づく勧告をした場合は、関係市町村に対し、様式第38の写し1部を添えて様式第40により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第38の写し1部を添えて様式第41により通知する。

ウ 法第9条第1項に基づく勧告をしなかった場合は、関係市町村に対し、その旨を様式第40により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第41により通知する。

14 法第9条第4項及び第5項に関する事務

(1) 法第9条第4項の届出

ア 届出日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

イ 提出部数は、紙媒体で10部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 公告及び通知

ア 届出の受理後、速やかに、様式第42により県公報掲載の手続きを行う。

イ 届出が提出された場合、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第43により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第30により通知する。

ウ 法第9条第5項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

エ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

15 法第9条第7項に関する事務

(1) 法第9条第4項の届出

県の勧告に従わない法第9条第4項の規定に基づく届出があった場合は、届出者から原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(2) 連絡調整会議の開催

ア 法第9条第4項の規定に基づく届出があった場合は、速やかに、連絡調整会議を開催する。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(3) 審議会への諮問

法第9条第7項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(4) 審議会の開催

ア 連絡調整会議の審査後、直ちに審議会議長の承認を得て審議会議長名をもって審議会を招集する。

イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審議会の議決後、直ちに審議会議長名をもって様式第44により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(5) 勧告に従わない旨の公表

法第9条第7項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を十分尊重して行うこととし、審議会答申後、公表となった場合は、直ちに様式第45による県公報及び県広報紙への掲載手続きを行うとともに、報道機関にも資料提供する。

(6) 関係市町村等への通知

ア 法第9条第7項に基づく公表をした場合は、関係市町村に対し、様式第45の写し1部を添えて、様式第46により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第45の写し1部を添えて、様式第47により通知する。

- イ 法第9条第7項に基づく公表をしなかった場合は、関係市町村に対し、その旨を様式第46により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第47により通知する。

16 法第11条第3項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 届出日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

イ 添付書類は次のとおりとする。

① 譲渡の場合

譲渡の事実を証する書類

② 自然人における相続の場合

戸籍謄本又は相続の事実を証する書類

③ 法人における合併（新設合併及び吸収合併）の場合

登記簿謄本又は合併の事実を証する書類

ウ 提出部数は、紙媒体で2部とし、必要に応じて、電子媒体の提出を求めるものとする。

(2) 関係市町村等への通知

届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて様式第8により通知する。

17 法第14条第1項及び第2項に関する事務

(1) 法第14条第1項の規定により報告を求められた大規模小売店舗の設置者は、様式第48により報告するものとする。

(2) 法第14条第2項の規定により報告を求められた小売業者は、様式第49により報告するものとする。

(3) 法第14条の規定による報告を求めるときは、設置者への送り状に「異議申し立て」ができることを教示する。

18 その他

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月27日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

この規程は、平成29年1月20日から施行する。

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

この規程は、令和7年3月21日から施行する。

様式第 1

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の収容台数
 - (イ) 駐輪場の収容台数
 - (ウ) 荷さばき施設の面積
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

〔市町村に対する通知及び意見照会（届出関係）〕

様式第2

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を（同法第5条第3項、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項）の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

また、当該届出の内容について、同法第8条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を令和 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

令和 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※意見は、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成してください。

〔連絡調整会議に対する通知及び意見照会〕

様式第 3

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（審査依頼）

大規模小売店舗立地法（第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）施行規則第 11 条第 2 項）の規定に基づき、別添のとおり届出（通知）がありました。

つきましては、当該届出の内容について、貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を令和 年 月 日までに経営支援課へ 1 部提出してください。

なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

第 号
年 月 日

商工労働部経営支援課長 あて

連絡調整会議構成員

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

令和 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて
下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 意見の内容
- 3 理由

※ 意見は、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から
作成してください。

〔商工会議所又は商工会に対する通知（届出関係）〕

様式第4

第 号
年 月 日

商工会議所会頭（又は商工会会長） あて

高知県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので通知します。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

〔大規模小売店舗の変更（法第6条第1項）に関する公示〕

様式第5

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更した事項（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名（法人の場合））

（変更前）

（変更後）

- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

〔大規模小売店舗の変更（法第6条第2項）に関する公示〕

様式第6

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由

2 届出年月日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

[大規模小売店舗の廃止に関する公示]

様式第7

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 届出者の名称
- 2 届出者の住所
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

〔市町村に対する通知（廃止・承継）〕

様式第8

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第5項、第11条第3項）の規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので通知します。

〔大規模小売店舗の変更（附則第5条第1項）に関する公示〕

様式第9

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

〔法第 6 条第 4 項ただし書きの適用要望書〕

様式第10

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書きの適用について

大規模小売店舗立地法（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。））の規定に基づき令和 年 月 日付をもって届出をした下記 1 の大規模小売店舗に係る届出について、下記 2 の理由により同法第 6 条第 4 項ただし書きの適用を受けることを希望します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 理 由

〔法第6条第4項ただし書きの適用通知（届出者）〕

様式第11

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、令和 年 月 日付で届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法第6条第4項ただし書きの適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととしましたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 理 由

〔法第6条第4項ただし書きの適用通知（市町村）〕

様式第12

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき令和 年 月 日付をで届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法第6条第4項ただし書きの適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

- 2 理 由

〔法施行規則第 11 条第 2 項の適用要望書〕

様式第13

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の適用について

大規模小売店舗立地法（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。））の規定に基づき令和 年 月 日付をもって届出をした下記 1 の大規模小売店舗に係る届出について、下記 2 の理由により同法施行規則第 11 条第 2 項の適用を受けることを希望します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

- 2 理 由

〔法施行規則第 11 条第 2 項の適用通知（届出者）〕

様式第14

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、令和 年 月 日付で届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法施行規則第11条第 2 項の適用については、下記 2 の理由により（認める・認めない） こととしましたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 理 由

〔法施行規則第 11 条第 2 項適用の通知（市町村）〕

様式第15

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、令和 年 月 日付で届出のありました下記 1 の大規模小売店舗に係る同法施行規則第 11 条第 2 項の適用については、下記 2 の理由により（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に対し通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

- 2 理 由

〔説明会の開催が不可能となった場合の報告〕

様式第16

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく説明会について

大規模小売店舗立地法（法第5条第1項、法第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき令和 年 月 日付で届出をしました下記1の大規模小売店舗の同法第7条第1項の規定による説明会は、下記2の理由により開催することができなくなりましたので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 説明会が開催できなくなった理由

〔説明会の終了報告〕

様式第17

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による下記店舗にかかる説明会の実施状況
について、別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

(別 紙)

説明会実施状況報告書

1 実施日時

2 実施場所

3 開催についての周知方法・期間

4 出席者

(1) 開催者 (氏名・職名等)

(2) 参加者

総人数 名

5 説明会の概要

6 質疑・応答の内容

7 その他

※説明会の配布資料を添付してください。

〔大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第1項、第2項）に関する公示〕

様式第18

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項（第8条第2項）の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 法第8条第1項の規定により〇〇市（町村）から聴取した意見（法第8条第2項の規程により述べられた意見）（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和 年 月高知県告示第 号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 意見の概要

〔市町村に対する通知（市町村等の意見書）〕

様式第19

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第8条第1項又は第2項）の規定に基づき、下記の大規模小売店舗に係る届出について別添のとおり意見書を提出していただきました。

つきましては、別添意見書を同法第8条第3項の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から1月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

〔県に対する審議会答申〕

様式第20

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（答申）

令和 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

〔県の意見の届出者に対する通知（意見を有する場合）〕

様式第21

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき令和 年 月 日付で届出がありました、下記の大規模小売店舗に係る届出事項について同法第8条第4項の規定により別紙のとおり意見を述べます。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

(別紙)

株式会社〇〇（大規模小売店舗名：〇〇〇）の届出に係る
意見について（意見書）

1 意 見

2 理 由

〔県の意見の届出者に対する通知（意見を有しない場合）〕

様式第22

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき令和 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項については、特段の意見がありませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

〔大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第4項）に関する公示〕

様式第23

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により意見を述べたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 法第8条第4項の意見の対象となった届出に係る告示
令和 年 月高知県告示第 号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 県が述べた意見の概要

〔県の意見の市町村に対する通知（意見を有する場合）〕

様式第24

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき令和 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べました。

つきましては、別添意見書を同法第8条第6項の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から1月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出内容

〔県の意見の連絡調整会議構成員に対する通知〕

様式第25

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき令和 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり届出者に対して通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出内容

〔県の意見の市町村に対する通知（意見を有しない場合）〕

様式第26

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき令和 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり意見がない旨を通知しました。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

2 届出内容

〔法第8条第7項に関する変更しない旨の通知〕

様式第27

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく届出事項の変更について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定により、 年 月 日付で届出し、同法第8条第4項の規定により令和 年 月 日付〇〇第〇〇号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る届出については、下記2の理由により、届出事項を変更しませんので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

- 2 理 由

〔大規模小売店舗の変更（法第8条第7項）に関する公示〕

様式第28

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日

2 届出年月日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

※附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出の場合は、「4 変更しようとする事項」のうち「大規模小売店舗の新設をする日」は除く。

〔法第8条第7項の届出に関する市町村に対する通知（変更届出のあった場合）〕

様式第29

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

(法第 8 条第 7 項及び第 8 項・法第 9 条第 4 項及び第 5 項に関する通知)

様式第30

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第 8 条第 7 項、第 9 条第 4 項）の規定に基づき、別紙のとおり届出（通知）がありましたので通知します。

〔法第8条第7項の届出に関する市町村に対する通知及び意見照会（変更届出のあった場合）〕

様式第31

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

また、当該届出について、同法第9条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を令和 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗法に基づく届出について（意見書）

令和 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

2 届出者の氏名又は名称

3 意見の内容

〔法第8条第7項の通知に関する市町村に対する通知及び意見照会（変更しない場合）〕
様式第32

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出事項を変更しない旨の通知がありました。

つきましては、同法第9条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を令和 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗法に基づく届出について（意見書）

令和 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

〔県の意見に対する添付書類等のみの変更通知〕

様式第33

添付書類等変更通知書

年 月 日

高知県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記12（2）キの規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

〔添付書類等のみの変更に関する市町村に対する通知〕

様式第34

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記12（2）キの規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添添付書類等を本日から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

〔連絡調整会議に対する通知（添付書類等のみの変更）〕

様式第35

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成課長 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記12（2）キの規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので通知します。

〔法第8条第7項の通知に関する市町村に対する通知（添付書類等のみの変更がある場合）〕

様式第36

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出事項を変更しない旨の通知がありましたので通知します。

〔県の勧告に対する審議会答申〕

様式第37

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について（答申）

令和 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

〔届出者に対する変更勧告〕

様式第38

年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく変更勧告について

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により令和 年 月 日付で届出（通知）のありました下記1の大規模小売店舗にかかる届出（通知）事項については、同法第9条第1項の規定により、下記3のとおり勧告する。

なお、勧告を踏まえ、対応を行う場合は、同法第9条第4項の規定に基づく変更届出書を高知県商工労働部経営支援課に提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地¥
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 変更勧告の内容
- 4 理由

〔変更勧告に関する公示〕

様式第39

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第9条第1項の規定により勧告を行ったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 勧告の対象となった届出に係る告示
令和 年 月高知県告示第 号
- 2 勧告の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 県の勧告の内容

〔市町村に対する変更勧告の通知〕

様式第40

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき令和 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出に対し、同法第9条第1項の規定に基づき（別添のとおり勧告しましたので通知します。・勧告しないこととしましたので通知します。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

2 大規模小売店舗立地法第8条第7項の届出（通知）年月日

[連絡調整会議に対する変更勧告の通知]

様式第41

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき令和 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出に対し、同法第9条第1項の規定に基づき（別添のとおり勧告しましたので通知します。・勧告しないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第7項の届出（通知）年月日

〔大規模小売店舗の変更（法第9条第4項）に関する公示〕

様式第42

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第9条第4項の規定による届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更理由

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

※附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出の場合は、「4 変更しようとする事項」のうち「大規模小売店舗の新設をする日」は除く。

〔法第9条第4項の届出に関する市町村に対する通知〕

様式第43

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第9条第5項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（令和 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

〔公表に対する審議会答申〕

様式第44

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法に基づく県の公表について（答申）

令和 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

様式第45

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に基づく大規模小売店舗設置者の
公表について

下記1の大規模小売店舗設置者は、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づく
変更勧告に対し、正当な理由がなく従わなかったため、同法第9条第7項の規定に基づき、
その旨を公表します。

記

- 1 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 届出内容等
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 届出の概要
- 3 変更勧告の内容
- 4 これまでの経過

〔法第9条第7項の公表に関する市町村に対する通知〕

様式第46

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出年月日
- 3 県の勧告年月日

〔法第9条第7項の公表に関する連絡調整会議に対する通知〕

様式第47

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出年月日
- 3 県の勧告年月日

〔法第 14 条第 1 項に関する報告〕

様式第48

大規模小売店舗を設置する者の報告書

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 大規模小売店舗の周辺の地域住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- 3 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

〔法第 14 条第 2 項に関する報告〕

様式第49

大規模小売店舗において小売業を行う者の報告書

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 営業の開始日
- 3 店舗面積及び店舗の位置に関する事項
- 4 店舗の運営方法に関する事項

「（大規模小売店舗の名称）」出店（変更）計画概要書

令和 年 月 日

（建物設置者名）

（注）書類のサイズは全ページ A 4 に統一して下さい。（A 4 で納まらないものは A 3 で作成し、A 4 サイズに折り畳んでください。）

〔出店（変更）計画概要書の作成について〕

- 1 出店（変更）計画概要書は、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）に基づく届出をする者が、計画の内容（届出事項、添付書類、指針に基づく配慮事項等）を県に対して説明及び事前の協議を行うことにより、法に基づく手続きの円滑な進行を図るために、県が届出者に対して作成を依頼するものです。
- 2 提出部数は、法第5条第1項の届出の場合は10部、その他の届出は4部（必要により追加有り）とする。
- 3 出店（変更）計画概要書は、大規模小売店舗の新設に係る案件の届出（法第5条第1項）時に必要な項目を掲載していますが、法第6条第2項、附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による変更の届出を行おうとするときは、変更のある項目は、変更前・変更後を変更のない項目については、変更がない旨の記載と現状を記載してください。
- 4 Ⅲ．法第4条の規定による指針の配慮事項の項目は、法定の提出事項ではありませんが、届出事項及び添付書類では把握できない事項について掲載しています。
- 5 出店（変更）計画概要書に記載した項目について、必要に応じて項目を選択し法第7条第1項の規定による説明会の資料として用いることができます。なお、説明会資料として必須のものは、届出事項及び添付書類に記載した項目ですが、届出者の判断によりその他の項目を付加して説明会資料とすることも可能です。

I . 出店趣意書

(注) 出店計画の基本理念、開発の方向性及び店舗の機能構成等を具体的に記入してください。

(建物の設置者名)

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	所 在 地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	

3 大規模小売店舗を新設（変更）する日

年 月 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位 置 (P 別添 配置図)	収容台数
駐車場	台
合計	台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置 (P 別添 配置図)	収容台数
駐輪場	台
合計	台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置 (P 別添 配置図)	面 積
荷さばき施設	m ²
合計	m ²

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置 (P 別添 配置図)	容 量
廃棄物保管施設	m ³
合計	m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 (P 別添 配置図)	駐車場利用可能時間帯
駐車場No.	

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場No.	箇所	
合 計	出入口 箇所	
内訳	出入口 箇所 入口 箇所 出口 箇所	

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No.	

7 変更理由

(法第6条第1項・法第6条第2項・法第6条第5項・法第8条第7項・
法第9条第4項)

※ unnecessary項目は削除してください。

Ⅱ 添付書類

1 法人にあっては登記事項証明書

2 主として販売する物品の種類

小売業者名	主として販売する物品の種類

3 建物配置図

添付図面 P のとおり

4 建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

添付図面 P のとおり

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算定根拠

(ア) 指針による必要駐車台数計算式を用いる場合

事 項 等		各事項算出のための計算式
地区の区分	地区を記載	用途地域等を記載
A：店舗面積当り日來客数原単位	人/千㎡	指針による原単位
S：店舗面積	千㎡	㎡÷1,000
B：ピーク率	14.4%	指針の基準値
L：駅等からの距離	m	
C：自動車分担率	%	指針値による
D：平均乗車人員	人	指針値による
E：平均駐車時間係数		指針値による
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
設置台数	台	
うち車椅子使用車用駐車施設	台	参考条例：
従業員用駐車台数	台	(共用 ・ 別途確保)

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口数及び位置を設定するために必要な事項

ア 来客の自動車の方向別台数の予測の結果

(ア) 予測方法

(イ) 予測の根拠

(ウ) 予測結果

(エ) 自動車来台数の予測及び、現交通量を記載した周辺の地図

イ 現在の交通状況

ウ 駐車場の自動車の出入口の形式

エ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	指針による駐車待ちスペース算出式による駐車待ちスペース	実際に用意する駐車待ちスペース	備考

〈指針による各入口に必要な駐車待ちスペース〉

(当該入口の1分当たりの来台数×1.6－当該入口の1分当たり入庫処理可能台数) × 6

(m：平均車頭間隔)

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

ア 大規模小売店舗の施設周辺の地図上に方向別の来店について設定する案内経路を記載した図面

添付図面 P のとおり

イ 経路等を来店者に知らせる方法

8 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

9 遮音壁を設置する場合あっては、その位置及び高さを示す図面

10 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

1 1 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠

(ア) 等価騒音レベルの予測

図面	時間帯	予測地点	地点A	地点B	地点C	地点D
		地域類型				
	昼間	等価騒音レベル(db)				
		基準値(db)				
	夜間	等価騒音レベル(db)				
		基準値(db)				

予測結果の評価

1 2 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(ア) 夜間の時間帯における発生する騒音ごとの予測結果

図面	予測地点	地点a	地点 b	地点 c	地点 d
	区域区分（夜間騒音）				
	基準値(db)				
	夜間最大値(db)				

予測結果の評価

.

※予測地点が4箇所以上の場合は追加してください。

13 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

ア 廃棄物等の排出量等の予測

(ア) 指針の数値による場合

廃棄物 種別	S：店舗面積 m ² (排出量原単位)		A：1日当 たり廃棄 物等の排 出予測量 (原単位× S)	B： 平均保 管日数	C： 見かけ 比重 (t/m ³)	排出予 測量 A×B ÷C
紙製 廃棄物 等	6,000 m ² 以下 (0.208)	千m ²	t	日		m ³
	6,000 m ² 超 (0.011)	千m ²	t			
	計		千m ²			
金属製 廃棄物 等	6,000 m ² 以下 (0.007)	千m ²	t	日		m ³
	6,000 m ² 超 (0.003)	千m ²	t			
	計		千m ²			
ガラス 製廃棄 物等	6,000 m ² 以下 (0.006)	千m ²	t	日		m ³
	6,000 m ² 超 (0.002)	千m ²	t			
	計		千m ²			
プラスチッ ク製廃 棄物等	6,000 m ² 以下 (0.020)	千m ²	t	日		m ³
	6,000 m ² 超 (0.003)	千m ²	t			
	計		千m ²			
生ゴミ 等	6,000 m ² 以下 (0.169)	千m ²	t	日		m ³
	6,000 m ² 超 (0.020)	千m ²	t			
	計		千m ²			

その他 の可燃 性廃棄 物等	千 m^2 (0.054)	t	日		m^3
				合 計	m^3
				設 置 容 量	m^3

※見かけ比重について指針の数値を使用しない場合は、その根拠等を記載すること。

(イ) 指針による計算式を使用しない場合

(1) 排出予測量

(2) 排出予測量の根拠

イ 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

廃棄物等保管施設の状況	小売店舗と共用・小売店舗と別途確保
↓ 共用の場合	
小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出 予測量 (m^3)	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排 出予の予測の根拠

ウ (ア) の分類以外の廃棄物の排出が見込まれる場合

- 1) ゴミの種類
- 2) 輩出予測量とその根拠
- 3) 保管容量
- 4) 保管場所

Ⅲ. 法第4条の規定による指針の配慮事項

1. 建設計画の概要（他法令事項）

- （1）計画地の敷地面積： m^2
- （2）用途地域：
- （3）現況：
- （4）用地の確保の状況：
- （5）延床面積： m^2
- （6）店舗面積： m^2
- （7）建ぺい率： %
- （8）容積率： %
- （9）フロアー別面積：下表のとおり

（単位： m^2 ）

階層別	店舗面積	事業部分	施設部分	合計（延床面積）
1 階				
2 階				
3 階				
計				

※ 面積数値は小数点第1位を四捨五入

- （10）建物の構造：

2. 配慮事項

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている商業等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

内容	<u>周辺道路の渋滞を回避するために必要十分な駐車スペースが適切な位置に確保されているか。</u>
届出内容	

②駐車場の位置及び構造等

内容	<u>必要駐車台数が確保された場合において、公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限化するための対策が講じられているか。</u> イ 駐車場の分散確保 ロ 駐車場出入口における交通整理
届出内容	イ ロ

③駐輪場の確保

内容	<u>歩行者等の通行を阻害することのないように必要十分な駐輪スペースが適切な位置に確保されているか。</u>
届出内容	

④荷さばき施設の整備等

内容	<u>商品等の搬出入車両により周辺の円滑な交通や安全な通行等住民の利便が損なわれないような対策が講じられているか。</u> イ 荷さばき施設の整備 ロ 計画的な搬出入
届出内容	イ ロ

⑤経路の設定等

内容	<u>来客の車両等により周辺の円滑な交通や安全な通行等住民の利便が損なわれないような対策が講じられているか。</u> イ 来客の自動車が駐車場に到達するまでの案内経路の適切な設定等 ロ 搬出入車両に対する適切な経路選択の働きかけ ハ 必要な場合のバス等公共交通機関の停車スペースの確保 ニ 市町村等がパークアンドランド事業等の交通対策事業を行っている場合の事業への協力
届出内容	イ ロ ハ ニ

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

内容	<u>店舗周辺の歩行者等の通行の利便が損なわれないような店舗施設の構造とされているか。</u>
届出内容	

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

内容	<u>関係法令等に基づき、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めているか。</u>
届出内容	

(4) 防災・防犯対策への協力

内容	<u>地方公共団体から災害時に要請があった場合は、必要な協力を行うか。</u> <u>周辺地域における防犯対策への配慮をしているか。</u> イ 地方公共団体からの災害時の要請に対する協力 ロ 店舗周辺の避難場所、津波避難ビル等について ハ 防災訓練の実施状況、また従業員等の防災意識について ニ 駐車場内等の防犯対策
届出内容	イ ロ ハ ニ

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行う必要がある。

(1) 騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

①騒音問題に対応するための対応策について

内容	<u>「騒音の総合的な予測・評価」又は「発生する騒音ごとの予測・評価」を行う際の前提となる施設の配置や運営方法の内容が適切か。</u> イ 騒音問題への一般的対策 ロ 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
届出内容	イ ロ ハ

②騒音の予測・評価について

内容	「騒音問題に対応するための対応策」の実施により施設から発生する全体の騒音の予測値が「騒音にかかる環境基準」の基準値を超えないように努めているか。 「騒音問題に対応するための対応策」の実施により、「夜間」に発生する騒音の予測値が「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超えないように努めているか。 ※ 時間区分は、「昼間」を午前6時から午後10時までの間とし、「夜間」を午後10時から翌日午前6時までの間とする。 〔参考〕高知県における騒音に係る環境基準について <table><tr><th rowspan="2">地域の類型</th><th colspan="2">基準値</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>AA</td><td>50 デシベル以下</td><td>40 デシベル以下</td></tr><tr><td>A及びB</td><td>55 デシベル以下</td><td>45 デシベル以下</td></tr><tr><td>C</td><td>60 デシベル以下</td><td>50 デシベル以下</td></tr></table> 〔参考〕高知県における騒音規制法に関する夜間の規制基準値について <table><tr><td>第1種区域</td><td>40 デシベル</td></tr><tr><td>第2種区域</td><td>45 デシベル</td></tr><tr><td>第3種区域</td><td>55 デシベル</td></tr><tr><td>第4種区域</td><td>60 デシベル</td></tr></table>	地域の類型	基準値		昼間	夜間	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	第1種区域	40 デシベル	第2種区域	45 デシベル	第3種区域	55 デシベル	第4種区域	60 デシベル
地域の類型	基準値																						
	昼間	夜間																					
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下																					
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下																					
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下																					
第1種区域	40 デシベル																						
第2種区域	45 デシベル																						
第3種区域	55 デシベル																						
第4種区域	60 デシベル																						
届出内容	イ 予測・評価に当たっての基本的事項																						

	ロ 騒音の総合的な予測・評価方法
	ハ 発生する騒音ごとの予測・評価方法

(2) 廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を充分考慮し、適切に対応しなければならない。

①廃棄物等の保管について

内容	<u>廃棄物等を適切に管理し、散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭等の問題を生じさせないために、保管施設が必要十分な容量で適切な位置、構造により設置されているか。</u> イ 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について
届出内容	イ

②廃棄物等の処理について

内容	<u>廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等が行われるか。</u> イ 廃棄物等を敷地外で処理する場合の十分な運搬頻度（食品加工場がある場合は、1日の水使用予定量及び汚水処理の方法等についても記載すること） ロ 廃棄物等の運搬予定業者の適切な選定 ハ 廃棄物等を敷地内で処理する場合の適切な運営 ニ 店舗内関係者等への徹底
届出内容	イ ロ ハ ニ

③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

内容	<u>廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合に、適切な対応策を講じているか。</u>
届出内容	

(3) 街並みづくり等への配慮等

内容	<u>当該店舗が立地する地域において、従来から統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組みを阻害することのないように調和を図るよう努めているか。</u> <u>また、市町村等の策定する公的計画に基づく商店街等のアーケードの整備等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合に、適切な協力を行っているか。</u> <u>さらに、夜間に屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、周辺の居住者に悪影響を与えないよう配慮しているか。</u> イ 街並みづくり等への配慮 ロ 屋外照明・広告塔照明の配置及び点灯計画と光害対策
届出内容	イ ロ

屋外照明・広告塔照明の配置及び点灯計画と光害対策

①屋外照明

照明灯の位置(別添配置図 No.)	
照明灯の数	
照射方向	
照 度	
点灯時間	
光害対策	

②広告塔照明

照明灯の位置(別添配置図 No.)	
照明灯の数	
照射方向	
照 度	

点灯時間	
光害対策	

3. 高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき配慮すべき事項

平成9年に制定された「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、大規模小売店舗の設置者は、障害者や高齢者を含むすべての県民が自由に行動できるひとにやさしいまちづくりに、連携して取り組み、行動を制約している様々な障壁を取り除いていくことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

(1) 施設整備の計画について

内容	<u>高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備基準により、適切な位置、構造で設置されているか。</u> イ 誘導用・注意喚起用床材（点字ブロック等）の位置 ロ 敷地内の高低差（階段や勾配のある場合）における配慮 ハ その他条例に基づき、配慮した事項
届出内容	イ ロ ハ

Ⅳ. 出店（変更）計画に係る主な他法令等との 調整状況

法令等名	当該計画 との関係 の有無	許認可・届出等調整状況					備考
		検討中	事前 協議中	提出 申請済	審査中	許可 承認	
国土利用計画法関係 （土地取引に係る届出）							
農地法関係 （農地等の権利移動、農地転用の許可）							
農業振興地域の整備 に関する法律関係 （農地地区の開発許可）							
道路法関係 （道路に関する工事 の承認及び占用許可）							
都市計画法関係 （都市計画区域内で の開発許可）							
屋外広告物法関係 （屋外広告物の許可）							
土壌汚染対策法関係 （土地の形質変更届）							
建築基準法関係 （建築確認等）							
文化財保護法関係 （埋蔵文化財包蔵地 開発の届出及び協議）							
その他関係法令等							

V. 添付図面

(1) 出店計画位置図

- (注) 1. 縮尺：1/25,000～1/100,000
2. 建物の周囲3～5km程度の範囲を含むもの
3. 周辺道路の状況がわかるもの

(2) 建物の周辺図

- (注) 1. 縮尺：1/1,500～1/3,000
2. 記載項目がカバーできるものを用意してください。
3. 記載項目
(1)当該大規模小売店舗の敷地境界及び建物の位置
(2)隔地駐車場等、当該店舗の敷地外に附属施設を設置する場合は、その位置
(3)当該大規模小売店舗敷地及び隣接地の用途地域
(用途地域指定図（縮尺：1/5,000）を添付することにより記載を省略することができます。）
(4)当該大規模小売店舗隣接地の土地利用状況
・建築物の場合、階数等についても記載してください。
・学校、幼稚園、公園などの位置を明示してください。
(5)搬出入車両の運行経路
4. 併用可能な図面及び記載項目
(1)駐車場配置図
・駐車場の出入り口の位置
(2)案内経路図
(3)案内看板の設置場所及び交通整理員の配置場所
(4)交通量調査実施地点

(3) 建物配置図

(注) 1. 縮尺：1/100～1/500

2. 記載項目がカバーできるものを用意してください。

3. 記載項目

(1) 当該大規模小売店舗の敷地境界及び建物の位置

(2) 隔地駐車場等、当該店舗の敷地外に附属施設を設置する場合は、その位置

(3) 屋外照明・広告塔照明の位置及び照射方向

(4) 歩行者用通路の位置（敷地外、敷地内及び駐車場内）

(5) 駐輪場配置図

・ 来客用駐輪場と業務用駐輪場、その他施設来場者用駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。

4. 併用可能な図面及び記載項目

(1) 駐車場配置図

・ 駐車場の位置

・ 駐車場の自動車の出入り口の位置

・ 駐車待ちスペースの位置

・ 敷地内及び駐車場内における交通整理員の配置場所

・ 駐車マス区画線

・ 来客用駐車場と従業員用駐車場、車椅子使用車用駐車枠、その他施設来場者用駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。

・ 出入り口のブース、ゲート等の位置（設置する予定のある場合のみ）

(2) 荷捌き施設配置図

(3) 荷捌き車両の動線の軌跡

(4) 廃棄物等保管施設配置図

・ 複合施設の場合は、当該小売店舗用保管施設とその他施設用保管施設の区分を明記してください。

(5) 遮音壁の位置（寸法入り）

(6) 誘導用・注意喚起用床材（点字ブロック等）の位置

(7) 敷地内に高低差（階段や勾配）のある位置

(8) 騒音予測地点

(9) 騒音発生源となる施設設備の位置

(4) 各階平面図

(注) 1. 縮尺：1/100～1/500

2. 駐車場その他附属施設等のみの階を含め、全ての階について用意してください。

3. 記載項目

(1) 複合施設の場合、当該小売店舗以外の施設の用途及び名称

(2) 小売業者の氏名または名称

(3) 屋外照明・広告塔照明の位置及び照射方向

(4) 歩行者用通路の位置（敷地内及び駐車場内）

(5) 駐輪場配置図

- ・ 来客用駐輪場と業務用駐輪場、その他施設来場者用駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。

4. 併用可能な図面及び記載項目

(1) 駐車場配置図

- ・ 駐車場の位置
- ・ 駐車場の自動車の出入り口の位置
- ・ 駐車待ちスペースの位置
- ・ 敷地内及び駐車場内における交通整理員の配置場所
- ・ 駐車マス区画線
- ・ 来客用駐車場と従業員用駐車場、車椅子使用車用駐車枠、その他施設来場者用駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。
- ・ 出入り口のブース、ゲート等の位置（設置する予定のある場合のみ）

(2) 荷捌き施設配置図

(3) 荷捌き車両の動線の軌跡

(4) 廃棄物等保管施設配置図

- ・ 複合施設の場合は、当該小売店舗用保管施設とその他施設用保管施設の区分を明記してください。

(5) 遮音壁の位置（寸法入り）

(6) 誘導用・注意喚起用床材（点字ブロック等）の位置

(7) 敷地内に高低差（階段や勾配）のある位置

(8) 騒音発生源となる施設設備の位置

VI. その他の参考資料

趣旨

設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切に対応を行うべきことは言うまでもない。

さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

※ なお、下記事項については、記載の有無に関わらず、都道府県の意見の対象とはなりません。

1. 併設施設に関する事項

①併設施設の必要台数の考え方について

内容	併設施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。 <u>2割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。</u> <table border="1" data-bbox="354 1243 1246 1440"> <thead> <tr> <th>併設施設の割合</th><th>指針値との比率式（X：併設施設の割合％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～50％</td><td>$0.010X + 0.80$</td></tr> <tr> <td>50～80％</td><td>$0.008X + 0.90$</td></tr> <tr> <td>80％～</td><td>$0.002X + 1.38$</td></tr> </tbody> </table>	併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合％）	20～50％	$0.010X + 0.80$	50～80％	$0.008X + 0.90$	80％～	$0.002X + 1.38$
併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合％）								
20～50％	$0.010X + 0.80$								
50～80％	$0.008X + 0.90$								
80％～	$0.002X + 1.38$								
配慮する事項									

2. 自動二輪車の駐車場の位置及び台数

内容	<u>自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。</u>
配慮する事項	

●現所属の電話番号（内線）：

[大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ]

